

市川市主催事業等に係る送迎業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件名 市川市主催事業等に係る送迎業務委託
2. 業務目的 市川市主催事業等において、参加者を現地まで送迎することにより、安全且つ適正な事業を行えるよう援助することを目的とする。
3. 委託場所 市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所
4. 委託期間 令和7年 7月 1日（火） ～ 令和8年 3月31日（火）
5. 運行日程 運行日程については、原則使用月の2ヶ月前に決定する。
その他の運行については、委託者と受託者が協議の上決定する。
6. 運行時間 出庫（出庫前点検含）から帰庫（帰庫後点検含）までとし、具体的な時間については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

7. 業務内容

(1) 車両の送迎運行

受託者は、大型バスまたは中型バス（以下「バス」という。）を使用し、参加人数に応じた台数で市川市内の集合場所から、目的地を経由し、解散場所までの送迎運行を行う。

なお、バスは受託者の負担で用意するものとする。

※予定運行時間・距離

大型バス：280 時間 中型バス：40 時間

大型バス：3,660km 中型バス：310km

(2) 事前打合せ協議

受託者は、参加者がバスに乗降車する際のバス停車場所（上記（1）内の「市川市内の集合（解散）場所」と同義。）、安全対策及びバスの運行経路等について、事業の出発日（以下「出発日」という。）までに、委託者と事前打合せ協議を行うものとする。

(3) バス運行計画表

委託者は、上記(2)で協議した結果をふまえ、出発日のバス運行計画表(以下「行程表」という。)を出発日から起算して30日前までに作成し、受託者へ通知するものとする。

また受託者は、行程表に対して疑義が生じた場合には、委託者へ連絡し、再度協議を行う。

(4) バスの点検及び清掃

受託者は、出発日の送迎運行開始前及び終了後にバスの点検・清掃を実施するものとする。特に、感染症対策のための消毒は定期的に行う。

(5) バスの送迎運行に付随する業務

受託者は、上記(1)から(4)までに掲げる業務に付随する業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 燃料等の給油及び購入
- ② 修理全般、タイヤの交換、消耗品等の管理及び購入
- ③ 備品管理
- ④ その他車両管理のための事務手続

8. 業務実施上の留意事項

(1) 受託者は、次の要件を満たすバスを受託者の負担で用意し、業務を実施するものとする。

- ① 法定点検整備及び継続検査による整備を実施したもの
- ② 自動車保険(任意保険)に加入しているもの
- ③ 自動車損害賠償責任保険等に加入しているもの
- ④ 車内設備品として下記のもので設備されていること
 - ・マイク放送設備、モニター、DVDプレイヤーなどの音響・映像装置
 - ・車いすが収納可能なトランク

(2) 受託者は、大型乗用自動車等通行止め区間等、規制区域を運行しなければならない場合は、警察署へ事前に通行許可申請を行うこと。

(3) 参加者の乗降時の安全確認及び人数確認は、受託者の責任の範囲で行うものとする。

(4) バスの不具合等により運行が困難になった場合には、代車等により運行を継続するものとする。ただし、委託者が運行を中止または延期することに了承した場合は、この限りではない。

(5) 受託者の都合により、運行を中止した場合には、参加者を解散場所まで送り届けることとする。その際に発生した費用等については、受託者が負担する。

(6) 委託者の都合により、運行を中止した場合には、受託者は委託料の一部を請求することができる。その際の請求額の算出方法については委託者と受託者で事前に協議を行い、決定する。

- (7) バスは、受託者が管理する保管場所で保管すること。
- (8) 運行終了後に、車中に参加者等による置き忘れがあった場合には、委託者へ連絡する。

9. 事故処理全般に関する事務

業務の履行に伴って事故が発生した場合には、受託者が直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、委託者と協議のもと、責任をもってその一切の処理手続きを行う。

10. 添付書類

- (1) (参考) 過去の運行例 (別紙1)

11. 業務責任者及び業務従事者の選任及び責務

- (1) 受託者は、業務を行うにあたり業務責任者の選任を行い、受託者所定の業務責任者通知書に業務従事者名簿を添えて、業務開始前までに受託者へ提出するものとする。
- (2) 業務従事者の条件は次のとおりとする。
 - ① 道路交通法に基づく大型免許 (第2種) を受けた者で、当該免許を受けていた期間 (免許の効力停止されていた期間は除く。) が3年以上の者。
 - ② 道路交通法第88条第1項各号に該当しない者。
- (3) 業務責任者は、業務従事者に対する業務の指示、指揮監督の任にあたるものとする。
- (4) 業務従事者は、安全衛生、火気等の取扱いに十分に配慮し、事故、故障の防止等に努めるとともに、業務責任者の指示・指揮命令に基づき業務を実施するものとする。

12. 提出書類及び報告書

(1) 提出書類

受託者は業務の実施にあたり、業務実施前に次に掲げる書類を1部委託者へ提出するものとする。なお、変更が生じる場合は、変更開始3日前までに変更後の書類を1部委託者へ提出するものとする。

- ① 業務責任者選任及び従事者名簿
- ② 業務従事者の運転免許証の写し
- ③ 緊急時の連絡体制
- ④ 自動車車検証の写し
- ⑤ 自動車損害賠償責任保険 (強制保険) 証明書の写し
- ⑥ 自動車損害賠償保険 (任意保険) 契約明細書の写し

(2) 報告書

受託者は、業務終了後、次に掲げる書類を1部委託者へ提出するものとする。

- ① 業務日報
委託期間終了日までに、運行した全日分の日報を提出する。
- ② 完了届

全ての業務終了後、委託期間終了日までに提出する。

13. 経費の区分

委託契約に係る経費には、次に掲げる費用を含むものとする。

- (1) 法定点検整備、継続検査、修理全般及びタイヤ交換費用
ただし、自動車継続検査（車検）時の法定費用（重量税・自動車税）は除く。
- (2) 燃料費及び日常点検に要する消耗品
- (3) 自動車損害賠償責任保険（強制保険）料
- (4) 自動車損害賠償保険（任意保険）料
- (5) 事故車両の修理及び事故の際の補償に要する費用
- (6) 業務責任者及び業務従事者の人件費及び被服費並びに装具等

14. その他

(1) 善管注意義務

受託者は、業務を行うにあたっては、関係法令を遵守し、業務責任者及び業務従事者の適正な配置、指揮監督及び教育指導を行い、規律及び風紀を維持し、委託の趣旨に従い、善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

(2) 安心・安全への取り組み

運行当日、運転手は体温測定等の他、業務責任者の目視等による健康チェックを行う。

また、必要に応じてマスクの着用・手洗い消毒を行い、バス内における感染症対策のため、シートや手すりの消毒等バス内の定期的な消毒や換気を徹底しなければならない。

(3) 労働法上の責任

受託者は、業務責任者及び業務従事者に対する雇用者及び使用者としての労働基準法、労働安全衛生法（特に運転者の健康管理）、労働災害補償保険法、職業安定法その他関係法令を遵守し、責任をもって労務管理を行うものとする。

(4) 損害賠償

- ① 業務の履行中に受託者の責に帰すべき理由により、委託者及び第三者に損害を与えた時は、受託者が、その損害賠償の責任を負う。賠償額については、委託者に損害を与えた時は、協議の上これを定め、第三者に損害を与えた時は、受託者と第三者間で協議の上決定するものとする。
- ② 受託者は、自動車保険の対象となる対人、対物、搭乗者及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担する。

(5) 委託料の算出方法

- ① 運行したバスの運行時間及び運行距離にそれぞれの契約単価を乗じて合算した額と

する。

- ② 運行時間の端数処理については、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てとする。
 - ③ 22時～5時までの運行については、時間制単価に2割増をする。
- (6) 業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
 - (7) 業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
 - (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

(参考) 過去の運行例					
	走行 km	車種	人数	行先	主な経路
1	140	大型バス	45	横浜市民防災センター	横浜市
2	130	大型バス	40	ゼットエーボールパーク	市原市
3	100	大型バス	45	八千代市民体育館	八千代市
4	100	大型バス	80	羽田空港	成田市
5	120	中型バス	30	志津コミュニティセンター	佐倉市